○文化庁告示第十六号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第三十二条の二第一項の規定により、次の表に掲げる重要文化財を管理すべき団体として宗教法人相国寺を指定する。

平成二十五年四月十日

文化庁長官　近藤　誠一

（書跡・典籍の部）

名称及び員数	指定告示	所有者	所有者の住所
拙庵徳光墨蹟（金渡墨蹟） 附　周乗筆金渡墨蹟由来記 一幅　一幅	昭和三十一年文化財保護委員会告示第二十九号	宗教法人鹿苑寺	京都府京都市北区金閣寺町一

○文化庁告示第十七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第三十二条の二第一項の規定により、次の表に掲げる重要文化財を管理すべき団体として宗教法人知恩院を指定する。

平成二十五年四月十日

文化庁長官　近藤　誠一

（彫刻の部）

名称及び員数	指定告示	所有者	所有者の住所
木造阿弥陀如来立像 一軀	昭和五十六年文部省告示第百二十八号	宗教法人浄土宗	京都府京都市東山区新橋通大和大路東入三丁目林下町四〇〇―八

○農林水産省告示第千号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月十日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

兵庫県豊岡市出石町奥山字南尾九の二、九の三、九の一〇から九の一二まで、字椿谷四二〇の二から四二〇の六まで、四二〇の一九から四二〇の二九まで、但東町矢根字アオンジヨウ柳原七一の二、但東町栗尾字切畑三二〇の五一（次の図に示す部分に限る。）、字郷路三四八の二、三四九の二、字大戸四一九の一、四一九の二、但東町薬王寺字西谷四七の一、四七の三から四七の一一まで、四七の一二（次の図に示す部分に限る。）、四七の一三から四七の一六まで、四七の一八から四七の二〇まで、四七の四二から四七の四五まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月十日

農林水産大臣　林　芳正

一　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　兵庫県豊岡市出石町上野字百合谷一九の二、出石町桐野字床ノ尾九九の一、九九の三から九九の一〇まで、九九の一二、九九の一三、九九の一四、但東町栗尾字登尾二七二の二、字切畑三一〇の一

㈡　保安林として指定された目的　水源の涵養

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

二　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　兵庫県豊岡市出石町上野字百合谷一九の二、但東町栗尾字萱野二三五の一

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月十日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　兵庫県豊岡市但東町奥赤字大峠六二の二、六二の三四から六二の四五まで、六二の四八

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）